

小規模貯水槽水道とは

容量10m³以下の貯水槽を経由する水道のことで、通常貯水槽から先の水管理は設置者等が責任をもって行うこととなります。

なお、10m³を超えるものについては、従来から水道法で規制されています。

小規模水道

この条例において「小規模水道」とは、導管その他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で次の各号の一に該当するものをいう。ただし、水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の適用を受けるもの及び臨時に施設されたものを除く。

- 1 居住者五十人以上に給水するもの
- 2 学校、幼稚園、保育所その他社会福祉施設等に設置するもの
- 3 病床数五十床以上の病院又は収容定員五十人以上の宿泊施設に設置するもの
- 4 工場、事業場等において常時五十人以上に給水するもの
- 5 前各号に掲げるもののほか、知事が公衆衛生上必要と認める場所に設置する給水施設

「小規模貯水槽水道」とは、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に定める貯水槽水道で、法第3条第7項に定める簡易専用水道以外のものをいう。

「小規模専用水道」とは、奇宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 他の水道から供給を受ける水のみを水源とするもの
- (2) 法第3条第6項に規定する専用水道
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するもの
- (4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に規定する施設に供給するもの
- (5) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条に規定する施設に供給するもの
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条に規定する施設に供給するもの
- (7) 個人が専ら自らの用に供給するもの

50人以上の者に水を供給し、かつ水道法の適用除外となる水道であり、県や市町村等の水道（水道事業）から供給される水のみを水源とするものを「**小規模簡易専用水道**」といい、その他のものを「**小規模専用水道**」といいます。

保健所への届出等

（県南勢志摩地域活性化局環境室 0596-27-5405）

(1) 新設工事や増設又は改造工事をする場合

工事に着工する前に、所定の「確認申請書」により、保健所へ申請してください。工事の着工は、保健所からの「通知書」を確認してから始めてください。

(2) 給水開始前の届出

当該工事が竣工したときは、給水を開始する前に、所定の届出用紙により、保健所へ届け、施設の検査を受けてください。
検査に合格したことを確認してから給水を開始してください。

(3) 変更や廃止する場合

設置者が変更になった場合や規模の縮小や拡大によって小規模専用水道に該当しなくなった場合には、届出が必要です。

(4) 既設の場合

確認を受けていない施設や、既存の施設が給水を受ける者の数が50人以上となった場合等で小規模専用水道に該当するようになった場合は届出が必要です。

保健所への報告

(県南勢志摩地域活性化局環境室 0596-27-5405)

(1) 水質検査

定期的に水質検査を実施し、水質基準に適合することを確認するとともに、下記により保健所へその結果を報告してください。

おおむね6ヶ月に1回行う検査及び臨時的検査…結果判明後速やかに、検査結果書の写し等を添付して報告してください。

維持管理

小規模専用水道施設の日常的な維持管理については、水質基準、施設基準を常に満足し良質で豊富な水を供給するため、以下のことに十分留意してください。

(1) 管理体制の整備

(ア) 管理責任者の設置

小規模専用水道の設置者は、維持管理の責任者を定め、適正な維持管理を行うこと。

(イ) 図面等の整備

維持管理を行うために必要な配管系統図等主要施設の名称、図面、書類及び工具、検査機器等を整備保管しておくこと。

(ウ) 記録の保存

施設の点検・清掃・修理並びに条例に基づく水質検査等を行った場合は、その記録を5年間作成し保存しておくこと。

(2) 衛生管理

(ア) 立入禁止措置

水源及び各施設周囲にみだりに人が立ち入らぬよう立札掲示、柵の設置、施錠等の措置を講じること。

(イ) 汚染の防止

汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めること。

(ウ) 残留塩素の保持

給水栓における遊離残留塩素は常に0.1ppm以上保持するよう消毒設備の調整を常に行い、また、消毒薬の予備を備えておくこと。

(3) 施設管理

(ア) 定期点検

小規模専用水道施設各部(取水・貯水・導水・浄水・送水及び配水の各施設)について定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めること。

(イ) 水槽等の定期清掃

各種水槽は1年に1回定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い場合、及び汚染があった場合は随時清掃し消毒すること。

(4) 水質管理

おおむね6ヶ月に1回定期的に水質検査を実施し、その結果を保健所へ報告すること。また、定期的に行う水質検査によるほか、水質基準に適合しないおそれのあるときは臨時の水質検査を実施すること。

(5) 薬品の管理

(ア) 液化塩素を使用する場合は「高圧ガス取締法」「一般高圧ガス保安規則」等、関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備しておくこと。

(イ) 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品について、その使用量等使用方法を適正にするとともに、貯蔵場所は乾燥冷暗所とすること。

(6) 健康診断

取水場・浄水場又は配水池等で直接水を操作する業務従事者及び構内居住者を対象に年1回以上病原体がし尿に排泄される感染症患者、あるいは保菌者の有無に関して、定期の健康診断を実施すること。また、これらの者に感染症が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、その感染症について臨時の健康診断を実施すること。

小規模簡易専用水道の設置者の義務

保健所への届出等 (県南勢志摩地域活性化局環境室 0596-27-5405)

(1)設置の届出

小規模簡易専用水道を設置したときは、所定の届出用紙により、保健所へ届けてください。

(2)変更や廃止する場合

設置者が変更になった場合や、受水槽の規模増大等によって、小規模簡易専用水道に該当しなくなった場合には届出が必要です。

(3)既設の場合

設置の届出をしていない施設や、既存の施設の給水を受ける者の数が50人以上となった場合等で、小規模簡易専用水道に該当した場合は届出が必要です。

維持管理

小規模簡易専用水道の日常的な維持管理については、小規模専用水道のような施設基準や水質検査等の義務はありませんが、条例にもとづいた以下の「管理基準」は遵守しなければなりません。

(1)水槽の清掃は1年に1回以上定期に行うこと

水槽内には水あかが発生したり、砂や鉄サビ等が堆積するため、定期的に受水槽及び高置水槽を清掃する必要があります。

(2)水槽及びその周辺の定期点検

水槽の亀裂やマンホールの不備等は汚水の流入や異物混入の原因となります。したがって定期的な点検を実施し、異常の有無を確認するとともに、整理整頓と清潔の保持に努め、異常を発見したときは、すみやかに補修・改善してください。
また、地震・凍結・大雨等の事態が発生したときも、点検してください

(3)給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと

管理の不備や構造的な欠陥があったり、配水管の腐食が進行した場合には、水の色、濁り、臭味に異常が生じることがあります。

したがって日常的に水の外観検査に注意し、異常を感じたときは、すみやかに水質検査を実施し、安全確認するとともに原因を調べ改善しなければなりません。

(4)水質の汚染に係る措置

水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の流入が明らかで、人の健康を害するおそれ

あることを知ったときには、ただちに給水を停止し利用者に周知するとともに、保健所に連絡し指示を受けてください。

(5) 残留塩素の保持

条例では残留塩素の測定は特に義務づけられていませんが、随時測定し、常時給水栓末端で遊離残留塩素濃度を0.1ppm以
保持するようにしなければなりません。

(6) 管理体制の整備

管理の責任者を定め、給水施設に関する構造図・系統図等各種図面を整備保管するとともに、貯水槽の清掃や、日常の定期点検、
設備の補修等の実施期日及びその内容について記録・保存してください。

(7) その他

消防用設備と共用されている水槽の掃除・補修等で槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡してください。